

保育料の算定方法について

1. 保育料について

保育料は、「令和8年度逗子市保育料表」に基づき算定します。原則として、保護者（父・母）の市民税所得割の合計額により決定します。保護者が非課税で、同居者等がいる場合は、同居者等のうち課税額が最も高い方を基準に保育料を決定します。

※同居者等とは

住民票上で同一住所、かつ同一建物に居住している者を指します。

住民票上の世帯が別でも、同一建物に居住している場合は、同居しているとみなします。

2. 市民税額の確認方法及び参照年度について

市民税額の確認方法は、就労先、勤務状況等により異なります。次の各項目をご確認いただき、保育料の参考にしてください（※各見本は逗子市での様式です）。

※ 令和8年度保育料について、

4月分～8月分は令和7年度市民税額、9月分～3月分は令和8年度市民税額で決定します。

なお、政令指定都市で課税されている場合は旧税率（6%）により算定した額となります。

◇給与から市民税が差し引かれている方の確認方法（会社員・公務員など）

「市民税所得割額⑥」＋「摘要欄の税額控除額（住宅借入金等特別控除額など）の市民税額」

「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」の「**市民税額所得割額⑥**」と、摘要欄に「**住宅借入金等特別税額控除額**」など税額控除額の市民税額に記載がある場合は、その合計額で算定します。

令和 年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）												
所得	給与収入				主たる給与					課税標準	総所得③	市民税 税額控除額⑤ 所得割額⑥
所得	給与所得				以外の合計					山林所得	税額控除額⑤	
所得	その他の所得計				所得区分					分離短期譲渡	均等割額⑦	
					総所得金額①					分離長期譲渡	税額控除額④	
所得	雑損				障・寡・勤					株式等の譲渡	税額控除額⑤	所得割額⑥
所得	医療費				配偶者					上場株式等の配当	均等割額⑦	特別徴収税額⑧
所得	社会保険料				配偶者特別					先物取引	控除不足額⑨	既充当額⑩
所得	小規模企業共済				扶養					控除不足額⑨	既納付額⑪	増減額⑬
所得	生命保険料				基礎					控除不足額⑨	既納付額⑪	増減額⑬
所得	地震保険料				所得控除合計②					控除不足額⑨	既納付額⑪	増減額⑬
(摘要)												変更月
												月

住宅借入金等特別税額控除額 市民税 円, 県民税 円

◇自分で市民税を納めている方の確認方法（自営業者など）

「税額控除額（調整控除額を除く）」 + 「差引所得割額」

「市民税・県民税納税通知書（兼税額決定通知書）」の4ページ目の、「税額控除額（※調整控除額・調整税額を除く）」と「差引所得割額」の合計額で算定します。

納税者住所・氏名


通知書番号

令和 年度

整理番号

**市民税・県民税・森林環境税納税通知書
(兼税額決定通知書)**

あなたの税額を本書のとおり決定しましたので通知します。



年税額 ① + ② + ③	円
給与からの特別徴収税額 ①	円
公的年金からの(仮)特別徴収税額 ②	円
普通徴収税額 ③	円

市民税・県民税の各納期の納付額及び納期限などは2頁をご覧ください。 1

納付場所

●横浜銀行	●三井住友銀行	●三菱東京UFJ銀行
●スルガ銀行	●みずほ銀行	●かながわ信用金庫
●湘南信用金庫	●中央労働金庫	●逗子市役所
●ゆうちょ銀行及び郵便局(神奈川県、東京都、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県内)		

*各本支店で取り扱っております。

課税計算明細書 (単位:円)

区 分	課税標準額	市民税	県民税
所得割額	総所得		
	山林・その他		
	短期譲渡		
	長期譲渡		
	株式等の譲渡		
	上場株式等の配当		
	先物取引		
	調整控除額	△	△
	配当控除額	△	△
	住宅借入金等特別税額控除額	△	△
寄附金税額控除額	△	△	
外国税額控除額・調整税額	△	△	
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額	△	△	
差引所得割額			
均等割額			
合計			

年税額 ① + ② + ③	給与からの特別徴収税額 ①	公的年金からの(仮)特別徴収税額 ②	普通徴収税額 ③

所得割より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額


還付額

4

◇課税（非課税）証明書で確認する方法

市民税所得割額＋税額控除額（市分控除額）

「市民税・県民税課税（非課税）証明書」の「市民税 所得割額」と「税額控除の内訳 市分控除額」の合計額（※「調整控除」と「調整額」は除く）で算定します。



令和 年度（令和 年分）市民税・県民税・森林環境税 課税証明書

賦課期日
現在住所

賦課期日
氏名

税証第 号

見本

所得区分	所得金額（円）	所得区分	所得金額（円）	所得控除の内訳	控除額（円）	扶養控除	人数	本人該当
総所得金額	0	分離短期譲渡（特別控除）	()	雑損 医療費	0	配偶者 老人配偶者		特別障害 その他障害
(給与収入) 給与所得	()	分離長期譲渡（特別控除）	()	社会保険料 小規模共済料	0	扶 特定 (内同居)	()	特別寡婦 寡婦・寡夫
営業等		株式等の譲渡		生命保険料 地震保険料	0	老 16歳未満 その他		勤労学生 未成年
農業		分離上場株式等の配		障・寡・勤 配偶者 配偶者特 別	0	障 害 者	()	
不動産		先物取引		基礎 養 護	0	税額控除の内訳		市分控除額(円)
利子		山林		所得控除合計		住宅借入金 寄附金		0
配当		総合退職		課税標準額		その他税額控除等		0
(公的年金収入) 雑	()	繰越損失額		税標準額		配当・譲渡割		0
譲渡・一時		純繰越損失		総 合	0	備考		
		雑繰越損失		分離短 期	0			
		株式繰越損失		分離長 期	0			
		先物繰越損失		株式・分離 配当	0			
		居住用繰越損失		先物取 引等	0			
合計所得金額	0	所得割額	0	所得割額	0	年税額		0
総所得金額等	0	市民税 (円) 所得割減免額	0	県民税 (円) 所得割減免額	0	均等割額	0	
		均等割額	0	均等割額	0	均等割減免額	0	

表記のとおり相違ないことを証明します。
令和 年 月 日
神奈川県 返子市長

* この証明書は、所得証明書を兼ねています。

※令和7年度課税（非課税）証明書は令和7年1月1日時点、令和8年度課税（非課税）証明書は令和8年1月1日時点で住民登録のあった自治体で発行できます。

◇海外で収入がある方の保育料算定方法について

海外で収入がある方は、4～8月分の保育料は令和6年1月1日から令和6年12月31日まで、9～3月分の保育料は令和7年1月1日から令和7年12月31日までの海外収入と社会保険料等を証明する書類(W2等)をご提出いただき、収入を日本円に変換した上で仮の市民税額を算出し、保育料を決定します。証明書類は勤務先により異なりますので、職場でご確認ください。

3. 保育料算定に係る年齢基準について

保育料は、年度当初（4月1日時点）の実施年齢で決定します。年度途中で誕生月を迎えても、年齢による変更はありません。年度切り替えのタイミングで変更となりますのでご注意ください。

4. 保育料が算定できない場合について

確定申告または住民税の申告をしていないと、課税額が確定しないため保育料が算定できない場合があります。未申告の方は必ず申告を行い、申告書の写しを保育課にご提出ください。

保育料が算定できない場合は、最高額で仮算定します。正確な保育料算定のために、自営業等により報酬や営業収入がある方はその多寡にかかわらず、必ず申告をしてください。

申告方法は所得の種類や金額により異なりますが、確定申告は最寄りの税務署で、住民税の申告は1月1日時点で住民登録のあった市区町村の税務担当課での手続きとなります。

海外収入がある場合で収入証明等の提出がない場合も、最高額で仮算定します。

5. 修正申告等をした場合について

修正申告等を行い課税額に変更があった場合は、保育料に変更が生じる可能性がございますので、修正申告等を行った旨を保育課にお申し出ください。

6. 保育料の再算定について

課税額に変更があった場合、当年度の保育料に限り、再算定いたします。保育料の再算定を行った結果、既にお支払いいただいた保育料に不足額が生じた場合は不足額の請求を、過払いが生じた場合は未払いの保育料への充当または還付を行います。

なお、保育料の算定ができず最高額で仮算定した方についても、申告書や収入証明等の提出があった場合は、再算定いたします。

ご不明な点は保育課までお問い合わせください。